

○津山工業高等専門学校男女共同参画推進委員会

規程

〔平成 29 年 3 月 21 日
規程第 11 号〕

改正 平成 31 年 1 月 23 日規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 独立行政法人国立高等専門学校機構男女共同参画宣言(平成 23 年 3 月 17 日理事長宣言)及び独立行政法人国立高等専門学校機構男女共同参画行動計画(平成 23 年 9 月 12 日策定)に基づき、津山工業高等専門学校における男女共同参画を推進するため、津山工業高等専門学校男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置き、その組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 委員会は、次に掲げる基本方針を達成することを目的とする。

- (1) 教育活動全般を通じた男女共同参画の推進
- (2) 教育・研究・就業における男女共同参画の推進、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図るための環境整備
- (3) 男女共同参画の意識啓発
- (4) 学校運営における男女共同参画の推進

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画推進の企画、立案及び実施に関すること。
- (2) 男女共同参画推進の実施状況の点検、評価及び改善に関すること。
- (3) 男女共同参画推進の情報提供及び広報・公表に関すること。
- (4) 女子学生及び女性教職員の比率向上に関すること。
- (5) ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。
- (6) 女子学生及び女性教職員の活動支援に関すること。
- (7) 女子学生のキャリア支援及び修学環境の整備に関すること。
- (8) 女性教職員の就労環境の改善及び整備に関すること。
- (9) その他男女共同参画推進に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長が指名する教員 若干名
- (2) 各系から推薦された教員各1名
- (3) 各課から推薦された事務職員各1名
- (4) 技術部から推薦された技術職員1名
- (5) その他必要に応じて校長が指名する教員以外の者 若干名
(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、前条第1号において指名する者のうち、校長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員のうちから、あらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代行する。

(任期)

第6条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(報告)

第7条 委員長は、必要に応じ、校長に業務の進捗状況及び結果等を報告するものとする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学生課の協力を得て、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月23日規程第1号）

この規程は、平成31年4月1日から適用する。